

議案第 5 号

平成 27 年度船橋市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

平成 27 年度船橋市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,811,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 11 月 16 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
20 繰入金		805,800	5,000	810,800
	10 他会計繰入金	805,800	5,000	810,800
歳 入	合 計	5,806,000	5,000	5,811,000

歳出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
10	総務費	129,500	5,000	134,500
	10 総務管理費	112,500	5,000	117,500
合 計		5,806,000	5,000	5,811,000

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
10 総務費	129,500	5,000	134,500
歳 出 合 計	5,806,000	5,000	5,811,000

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
				5,000
				5,000

2. 歳入

科 目			補正前の額	補正額	計
款	項	目 名 称			
20		繰入金	805,800	5,000	810,800
	10	他会計繰入金	805,800	5,000	810,800
	10	一般会計繰入金	805,800	5,000	810,800
歳 入 合 計			5,806,000	5,000	5,811,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 職員給与費等 繰入金	5,000	職員給与費等繰入金

3. 歳 出

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款	項 目	名 称				
10		総務費	129,500	5,000	134,500	一般財源 5,000
	10	総務管理費	112,500	5,000	117,500	一般財源 5,000
	10	一般管理費	112,500	5,000	117,500	一般財源 5,000
歳 出 合 計			5,806,000	5,000	5,811,000	一般財源 5,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
02 給料	2,200	一般職人件費
03 職員手当等	1,800	
04 共済費	1,000	

給与費明細書の補正

一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後 (-)	8	-	26,885	24,808	51,693	9,207	60,900	
補正前 (-)	8	-	24,685	23,008	47,693	8,207	55,900	
比較 (-)	-	-	2,200	1,800	4,000	1,000	5,000	

※職員数の欄の()内は、再任用短時間勤務職員について外書きしている。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当	時間外勤務手当	休日勤務手当
	補正後	622	887	7,868	100
	補正前	522	887	7,868	-
	比較	100	-	-	100
職員手当の内訳	区 分	期末手当	勤勉手当	地域手当	住居手当
	補正後	6,863	4,114	3,326	1,028
	補正前	6,263	3,614	3,026	828
	比較	600	500	300	200

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給料	2,200	その他の増減分 2,200		
職員手当	1,800	その他の増減分 1,800		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

(単位：円)

区 分		一般職員
平成27年 10月1日 現在	平均給料月額	280,525
	平均給与月額	393,947
	平均年齢	37.0歳
平成26年 10月1日 現在	平均給料月額	266,522
	平均給与月額	384,602
	平均年齢	34.1歳

イ 級別職員数

区分	一般職員	
	職員数 (人)	構成比 (%)
平成27年10月1日現在	9級 (-)	-
	8級 (-)	-
	7級 (-)	-
	6級 (-)	-
	5級 (-)	12.5
	4級 (-)	12.5
	3級 (-)	12.5
	2級 (-)	62.5
	1級 (-)	-
	計 (-)	100.0
平成26年10月1日現在	9級 (-)	-
	8級 (-)	-
	7級 (-)	-
	6級 (-)	-
	5級 (-)	11.1
	4級 (-)	11.1
	3級 (-)	11.1
	2級 (-)	66.7
	1級 (-)	-
	計 (-)	100.0

※()内は、再任用短時間勤務職員について外書きしている。

(級別の標準的な職務内容)

区 分	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
一般職員	—	—	—	—	主 査	副主査	主任主事	主 事	—

ウ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全 地 域
支 給 率	12 %
支 給 対 象 職 員 数	8 人
国の指定基準に基づく支給率	12 %